

平 成 2 1 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 1 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 2 1 年 4 月 1 4 日 (火) 午後 2 時

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1. 出席委員	委 員 長	小 川 修 一 君
	委 員 長 職 務 代 理 者	白 石 裕 君
	委 員	坂 口 一 美 君
	委 員	福 井 聖 子 君
	委 員 (教 育 長)	森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教育次長兼子ども部長	中 井 勝 次 君
教育推進部長	森 井 國 央 君
生涯学習部長	浅 井 晃 夫 君
教育推進部次長	
(教育政策・学校管理担当)	稲 野 公 一 君
兼教育政策課長	
教育推進部次長	
(教育指導・教職員担当)	若 狭 周 二 君
教育推進部次長(教育センター担当)	
兼副理事(小中一貫教育担当)	樋 口 弘 造 君
子ども部副部長	藤 迫 稔 君
子ども家庭総合支援室長	谷 口 あや子 君
生涯学習部次長	黒 田 正 記 君
学校管理課長	岩 永 幸 博 君
学校教育課長	中 村 香 君
教職員課長	松 山 隆 志 君
人権教育課長	笹 川 実 千代 君
教育センター所長	松 山 尚 文 君
子ども政策課長	水 谷 晃 君
幼児育成課長	千 葉 亜 紀 子 君
子ども部専任参事	
(幼稚園担当)	津 田 善 寿 君
子ども支援課長	水 野 賢 治 君
子ども家庭相談課長	前 田 佳 則 君
子ども部専任参事	
(青少年育成担当)	高 橋 正 信 君
生涯学習課長	小 西 敏 広 君
生涯学習課参事	阿 部 一 郎 君
文化スポーツ課長	前 田 一 成 君
生涯学習部専任参事	
(生涯学習センター・公民館担当)	大 浜 訓 子 君
生涯学習部参事	
(生涯学習センター・公民館担当)	山 口 龍 萬 君
生涯学習部専任参事	
(文化財保護担当)	河 原 弘 明 君
中央図書館長	江 口 寛 君

1. 出席事務局職員

教育政策課担当主査	高 橋 勝 代 君
教育政策課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員の解職及び任命の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 5 箕面市教育センター条例施行規則改正の件
- 日程第 6 箕面市立青少年指導センター条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市社会教育事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市養育支援訪問事業実施要綱制定の件
- 日程第 10 箕面市助産助成金交付要綱廃止の件
- 日程第 11 箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 14 教育長報告

(午後 2 時開会)

- 委員長(小川修一君) : ただ今から、平成 21 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

- 委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は 5 名で、本委員会は成立しました。
- 委員長(小川修一君) : それでは、日程第 1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長において森田委員を指定します。
- 委員長(小川修一君) : 次に日程第 2、議案第 20 号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員の解職及び任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化財保護担当専任参事に求めます。
- 文化財保護担当専任参事(河原弘明君) : 本件は、箕面山ニホンザル

保護管理委員会委員のうち、大阪府教育委員会事務局の人事異動に伴い、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員を解職及び任命する必要が生じたため、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条及び第4条第1項の規定に基づき、提案するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第20号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第3、報告第13号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」、日程第4、報告第14号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」、日程第5、報告第15号「箕面市教育センター条例施行規則改正の件」、日程第6、報告第16号「箕面市立青少年指導センター条例施行規則改正の件」及び、日程第7、報告第17号「箕面市社会教育事業補助金交付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（稲野公一君）：報告第13号は、去る平成21年4月1日に実施した教育委員会事務局の組織・機構改革に伴い、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則を全部改正したものです。次に、報告第14号は、報告第13号と同様に、今回の組織・機構改革に合わせ、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務決裁規程の一部を改正したものです。報告第15号は、先の報告と同様に、今回の組織・機構改革や人事異動に合わせ、関係規定を整備するため、箕面市教育センター条例施行規則の一部を改正したものです。報告第16号は、これまでの報告と同様に、今回の組織・機構改革に合わせ、関係規定を整備するため、箕面市立青少年指導センター条例施行規則の一部を改正したものです。報告第17号は、今回の人事異動に伴い、関係規定を整備するため、箕面市社会教育事業補助金交付要綱の一部を改正したものです。以上、5件については、今回の組織・機構改革や人事異動に伴うもので、委員長において教育委員会会議を招集する時

間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長又は教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員（福井聖子君）： 青少年指導センターが子ども家庭総合支援室の中に配置されますが、子ども家庭総合支援室自体が幼児期から青少年、若者まで一括して相談窓口を統括する意味で青少年指導センターがこの部署に入ったと理解していいのでしょうか。

○子ども部長（中井勝次君）： 家庭相談や青少年健全育成の課があったのですが、今回はそれらをひと括りにして、子ども家庭総合支援室に再編したので、今まで課に属していた青少年指導センターを室に属することに改めたものです。

○委員（福井聖子君）： 中身としてより一層、0歳から若者までの世代を同じところで連携を図りやすくするための改革だと理解していいですね。

○子ども部長（中井勝次君）： おっしゃったとおりで、室の設置の目的そのものが、乳児から青少年までをひと括りにするということです。青少年指導センターの役割そのものは、変わっていませんが、年齢的な横断ができる体制を整えました。

○委員長（小川修一君）： 対象そのものの状況は変化しているのですか。

○子ども部長（中井勝次君）： それは、年によって、若しくはケースによって変化しているものと思っていますが、特徴的なところはつかないと思います。

○委員長（小川修一君）： 新しい機構ですので、その時々に従前経験しないようなことも起こってくるかもしれません。それは、当面組織の変革の中で対応していくことが構えとしては、必要ではないかと思います。当該の担当をいただく方々には、その心構えが、機構改革の時には、どうしても必要であろうかと。従前の対応の仕方だけではまかないきれなかったり、あるいは、違った感覚で受け止めなければならないこともあるかもしれません。それは行政の方々は、非常に対応が素早いと私は思っていますので、そのことに期待をかけたと思っています。

○委員（坂口一美君）： 教育委員会の組織機構が改革されたことによっ

て、今後の展望について、どのようなことが期待されるのでしょうか。

○教育次長（中井勝次君）： 教育推進部については、今回あまり変更点はありませんでした。子ども部については、先程説明したとおり、室を再編したことで、子育て支援を担う筆頭部であるという認識をしています。今まで保健や健康医療については、他の部で担っており、これは、今も変わらないのですが、例えば、市民部で担っている乳幼児の医療費等の助成のようなことまでも、私どもの方で、ある程度検討もし、所管部に物も申せるところまで考えていまして、要は、教育委員会で、乳幼児から成人になるまでの年齢的な横断を含めてトータルに考えられる組織のとっかかりかと考えています。また、生涯学習部は、人権文化部の一部の課で併任しています。これは、例えば、文化や市民活動など、ともに似通った事務分担を市長部局の人権文化部と教育委員会の生涯学習部で担っていた経過がありますので、その辺が緩やかに連携をとる中で、効率的な運営ができないかという目論見です。これは、早急に性急に、一緒にする考えではありませんが、どの辺まで可能なのか、どの辺にメリットがあるのかを推し量る体制になったと思います。

○委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第13号、報告第14号、報告第15号、報告第16号及び報告第17号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第8、報告第18号「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件」及び、日程第9、報告第19号「箕面市養育支援訪問事業実施要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども家庭総合支援室子ども家庭相談課長に求めます。

○子ども家庭相談課長（前田佳則君）： 報告第18号については、児童福祉法の一部改正及び、教育委員会の事務局組織の改編に伴い、変更を行う必要が生じたので、改正を行ったものです。報告第19号については、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに規定する子育て支援事業として、養育支援訪問事業が位置付けられたことにより、制定するものです。なお、両件とも、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕

がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員（福井聖子君）：養育支援訪問事業に関してですが、今回の子ども家庭総合支援室の設置については、私は非常に画期的なこととして、すごく期待しているのですが、また、そのうえ、すぐに養育支援訪問事業が出てきたことは、非常によいことだと理解しています。そこで、教えていただきたいのですが、一つは、養育支援訪問事業は、支援が必要なご家庭ということなので、ある程度今の段階でもどれぐらいの件数なのかの見込みはあると思いますので、その件数を教えてください。次に、訪問員の研修内容ですが、指導で入るのか、支援で入るのかは、結構大きな違いがあって、どちらかと言えば、訪問事業の場合には、指導者として入る場合と、友達関係や先輩・後輩的な横のつながり的な意味合いで家庭を支える場合の二つの立場があると思うのですが、この場合の訪問員は、私の理解としては、友人あるいは、先輩的な同じ対等な関係のある程度理解できる人、理解できるためには、共感を得ることが必要なので、対等な関係になると思うのですが、そのあたりは、訪問員の研修で指導的な立場になるのか、友達的な立場をとるように指導されるのか、どのように考えているのかを教えてください。

○子ども家庭相談課長（前田佳則君）：本事業における件数の見込みについては、予算は、15家庭を措置しています。ご指摘のとおり、すでに、要保護の訪問活動などを行っていますので、既存の家庭は10件程度として認識しており、新たに、「赤ちゃん・子どもすこやか事業」など、あるいは、他の機関からの依頼などについて、予算ベースで考えると5件程度を考えています。また、指導か、支援かについては、本事業については、2つあります。技術的な指導として、当課の職員が行います。一方で、育児や家事の援助として、訪問員を設置し、援助を行っていきます。訪問員についても、援助を通じて、日々対象の方が自分でできるようになっていただけるようにとの思いですので、指導的な役割と、ケースによっては、人間関係を構築しながら、信頼

関係の下に進められるように努めていきたいと思っています。

○委員（福井聖子君）：箕面市の場合は、市民側がサークルや、3世代交流事業として、ボランティアとして市民同士を支える子育てサロンを開いてもらっています。あるいは、ファミリーサポートにしても市民同士の活動として、市民同士が助けあって子どもを育てていくものがあるのですが、そのあたりをもう少し高めていくことによって、いわゆる要支援、その次は、要支援は必要ではないが、核家族で子育てしていくのは大変なことなので、子育て支援センターが、次の受け皿になる。そこから、核家族が孤立するのではなく、市民同士がつながる意味で市民活動があると思うのですが、今のところ市民活動の窓口として、乳幼児の年齢では、子育て支援センターが、内々では担当になっていただいているのですが、そのようなことも含めて、市民活動をいかに促進していくかを子育て支援センターの中でずっと議論して考えていただきたい。これは要望ですが。もう一つは、学校には、スクールソーシャルワーカーが入って、ソーシャルワークとして、連携をとってもらっています。乳幼児は、スクールソーシャルワーカーのようなコーディネートや連携を調整する役を市の職員が行います。スクールソーシャルワーカーは、専門の方になりますが、そのような専門性を市の職員の中で培っていくのか、先々、そのような専門職を乳幼児の方にも導入することがいいのか。また、スクールソーシャルワーカーは、中学校までなのですが、高校以降については、連携をつなぐような人は、市として必要ではないかと考えているのですが、まだまだ遠い話だと思うのですが、そのあたりをどのように考えているのかを教えてください。

○子ども家庭総合支援室長（谷口あや子君）：1点目の市民活動の促進と言う観点からの今回の養育支援のあり方ですが、従来、子ども家庭センターからつながれてきた案件なども現在あります。そのような中で、相談課に来ている案件は、いろいろな相談が200件以上あります。その中でも少し、深刻なケースが、つながってきています。その中で、10件程度が、今回、養育支援が必要であろうと考えていますが、その支援をするにあたって、訪問員として、そのような市民活動をされている方の活用もありましたが、まずは、指導的感覚で入っていきたいと考えています。民生児童委員さんや大阪府の子育てサポーターの養成講座を修了された方などで対応することを考えています。その後、今回の事業が、まだ、これからですので、順調にうまくいった際には、もっと、友達の感覚で、何でも相談できるような、そのよ

うな支援体制、入り方も必要ではないかと考えていますので、今現在では、先ほども申し上げた体制で進めていきたい。市民との協働や市民活動の促進の視点からは、今後の進行を見据えたうえで、考えていきたいと思っています。2点目のスクールソーシャルワーカーのような方に入っていただくことについては、そのような方向も将来的には、今抱えているケースが、他よりは深刻ですので、そのような専門的なことをアドバイスしていただける方、また、整理しながら、このような方向がいいと助言いただける方がいていただければ、非常に心強いですし、必要かと思いますが、現在は、それぞれの個別ケースを担当課と一緒に会議を開いて対応を検討しており、そういったものをまとめて、スーパーバイザーとして、医師からスーパーバイズを受けていますので、そのやり方で進めていきたいと思っています。

○委員（白石裕君）：対象となる子どもさんの例を見ると随分幅広いのですが、多くの子がこのようにことに該当するのではないかと思いますのですが、このような子どもさんを誰が発見して、どこに連絡するのか。もちろん、民生児童委員の方もおられますが、周りに住んでいる方が、この子どもさんは、対象ではないかとして、通告することが、一般の人でも可能なのですか。対象となる子が発見したらどうしたらいいのかを教えてください。

○子ども家庭相談課長（前田佳則君）：本事業については、法改正により、同時に福祉部門でも「赤ちゃん・子どもすこやか事業」として、出産された家庭を対象に全件見ていって、その中から特に必要と認めるケースとなっています。ただ、これに決して、限定しておらず、他の機関などからの依頼があれば承っていきたいと思っていますが、本事業については、あくまでも、他の制度の活用だけでは難しいケースについて限定していますので、だれもかれもと言うことではありません。今後事業を実施していく中で、件数が飛躍的に伸びていくのかどうか、また、月に上限回数が4回となっているが、それで対応しきれなのかどうかについては、十二分に今後も推移を見ていかなければならないと認識しています。

○委員（白石裕君）：私の質問は、誰が見つけ出すのかと言うことです。たぶん、すでにルートみたいなのが決まっていると思うのですが、それを知りたい。例えば、児童虐待があったら、だれでもが通告しなければならない義務がありますが、このようなケースだと、一般の人でもこのようなことを連絡していいのかどうか。それとも、どこかに言っていかなければならないのか。そのあたりの対象となる人の発見の

ルートを知りたいのです。例えば、近所でこのような事業で対応してあげればいいなと思ったときに、住民である私が、市役所のどこかに行って、面倒を見てくださいますかということなのですが。

○子ども家庭相談課長（前田佳則君）： 本事業の依頼については、それぞれの関係機関となっています。例えば、「赤ちゃん・子どもすこやか事業」で健康増進課が全ての世帯をまわって、特に、養育支援訪問事業でないとだめだというケースについて、依頼をもらいます。そのほかの機関については、医療機関などもあります。ご指摘いただいた件については、例えば、子どもがほったらかしにされているとか、大きな声で怒鳴っていることなどについては、通常の養護相談を含めて、子ども家庭相談課にご相談いただいたら、私どもが、通報いただいたケースの中で調査して、この養育支援訪問事業に該当する場合は、それで対応することとなります。

○委員（坂口一美君）： 訪問支援者ですが、嘱託のような扱いとしてお願いするのか。また、特に支援が必要と見られるケースをとると、非常に困難な家庭状況であることが多いと思いますが、事前研修を受けたとしても、民生委員や主任児童委員など、市から指名を受けた方がなられますが、守秘義務や専門的な知識など、ちょっとした研修だけで対応しきれないものがあると思いますが、そのあたりについて、私は懸念を感じます。具体的にどのような方をどのように研修を受けていただいて、訪問を実施していただくように考えているのかを教えてください。

○子ども家庭相談課長（前田佳則君）： 訪問者の位置付けですが、訪問者は、保育士や保健師などの有資格者、民生児童委員、大阪府の研修を受けた方々の中から、なおかつ、本市の研修を受けていただき、教育長が任命します。費用については、1回あたり1,500円の活動費を支給します。報酬の位置付けではありません。研修については、事業の意義と目的、傾聴とコミュニケーション、訪問支援の実際、守秘義務、児童虐待の予防、事例検討などを考えていますが、まず、スタートをしながら、訪問員と併せて、指名する職員がセットで対象のご家庭に行かせていただきますので、安心していただけるかと思います。先程の研修をしっかりとしたいと思っていますし、1回限りではなく、常に必要に応じた研修を行いたいと思っています。ただ、一番大事なところは、その対象家庭の状況などを外にもらさない、個人情報を守ること、また、上から目線での指示ではなく、一緒になって考えていけるような接し方に重点を置いた研修を行いたいと考えていま

す。

○委員（坂口一美君）： 相談者は、その時点で上下関係ができてしまいます。ですから、先程、福井委員がおっしゃったような友達感覚で入っていくことは、非常に大事なのではないかと思います。また、説明を聞いただけでは、訪問員の位置付けが、まだされていないのではないかと思います。非常にデリケートな問題で、家庭の中に入っていくので、もし、ここで何かトラブルが起きたときに、どこが責任をとるのか、その部分がはっきりされていないのではないかと思います。市の非常勤の嘱託員などになっていれば、市として責任をとっていくのかもしれませんが、全く委託のようで、最終的にどこが責任をとるのかという根拠になるようなよりどころがないかと思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

○子ども部長（中井勝次君）： いくつかご指摘をいただきましたが、おっしゃっていただいたとおり、最終的にどこが責任を持つのかということも大切な話です。ただ、これも法の改正により、市の事業として位置付けていますので、行った先での細かな話まで詰め切れているわけではありませんが、この事業の市としての責任は、一定あるかと思っています。子育て支援にこれといった決定打はありません。その意味では、多重化した施策の実施は必要かと思います。その一つがこれだと認識いただけたらと思います。とりあえず子育て支援をするという事業で、広く門戸を開いた中で実施していくべきかと思っています。問題を多く持つ世帯はこれだけで救えるということは到底ありませんので、例えば、虐待に対する連絡会議などで私どもが察知し、覚知をして対応するのは、別の手だてであろうかと思っています。福井委員がおっしゃったような、同じような子育て世代が情報の共有をすること、また、相互に助け合うことが、私どもも望む話で、そのような市民活動というか、隣近所の助け合いを大いに期待するものです。施策として位置付けできる訳ではありませんが、子育て施策としては、これも一つの大きな役割を担っていただけるのではないかと考えています。そのような意味では、この事業について、いろいろなご意見をいただきましたが、これだけでは万全な施策ではないかもしれませんが、これも有効な手だてと思っていますので、運用しながら、いただいた意見も踏まえて、改善すべき点については、今後も改善していきたいと思っています。

○委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第18号及び報

告第19号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第10、報告第20号「箕面市助産助成金交付要綱廃止の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども家庭総合支援室子ども支援課長に求めます。

○子ども支援課長（水野賢治君）：本件は、平成21年度からの出産前検診費用の公費負担回数増等に伴い、児童福祉法による助産の実施を受ける妊産婦等を対象に、当該妊産婦等に係る出産前検診費用等を市が助成する箕面市助産施設利用者助成事業を廃止するため、本要綱を廃止する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第20号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第11、報告第21号「箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

○学校管理課長（岩永幸博君）：本件は、箕面市奨学資金貸付基金条例に基づく奨学生を選考するため設置している箕面市奨学生選考委員会委員で中学校長の屋代直己氏から大阪府の定年退職に伴い、去る3月31日付けで辞職願が提出されたので、これを承認のうえ解職し、その後任として箕面市校長会から、中学校長の小北武夫氏を推薦いただいたので、4月1日付けで任命する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認め

いただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第21号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第12、報告第22号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（稲野公一君）：本件は、分限休職2名、異動のべ395名を発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長又は教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第22号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第13、報告第23号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（稲野公一君）：本件は、去る3月17日に開催された平成21年第3回箕面市教育委員会定例会及び、去る4月1日に開催された平成21年第1回箕面市教育委員会臨時会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するもので

す。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第23号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第14、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

○教育長（森田雅彦君）：（議案書117頁により報告）

◎平成21年度大阪府市町村教育委員会委員長・教育長会議について

4月6日に開催され、私と小川委員長が出席しました。生野大阪府教育委員会委員長から、平成20年度は大阪の教育が大きく注目された1年であった。新たな年度について、市町村と協力して子どもたちの教育を進めていきたいとの話がありました。特に、全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年目を迎えるが、2年連続厳しい結果だったので、学力向上については、それぞれの市町村で、精力的に取り組んでいるが、今回の調査についても、よろしく願いしたいとのことでした。また、体力運動能力調査についての協力要請もありました。その後、中西教育長から、市町村と連携を深め、それぞれの学校の校長先生や先生方の思いをしっかりと受け止めて、大阪の教育を進めていきたい。また、大阪の教育力向上プランを実施するにあたっての協力要請がありました。その後、重点施策について、9課から内容の説明がありました。

◎平成21年第1回箕面市議会定例会について

3月26日、27日に一般質問がありました。教育推進部では、平成21年度から始まる新学習指導要領の移行措置における課題と、市教育行政の役割について、特に、理科教育、これは、平成21年度からの移行措置の中で、前倒しで実施されますが、その在り方について。また、理科実験助手の人的な配置については、現在、府の特別嘱託員の制度を活用しており、補充については、府や国に要望をあげていきたいと答えています。また、教育内容の充実と開かれた学校づくりの教育委員会の役割については、例えば、4月に配布される教育実施方針の活用について、もう少しわかりやすくできないか、あるいは、小中一貫教育の推進状況について、また、学校協議会のあり方について、ご意見などをいただきました。生涯学習部の図書館行政については、図書館教育の現状と

今後のあり方についてのご質問がありました。

◎教育推進部の行事について

3月12日に西南小学校の校庭の芝生の植付けがありました。西南小学校の児童210名と保護者や地域の方50名、合わせて260名の方々に9,000平方メートルあまりある校庭の約3分の1、3,000平方メートルに植付けました。これについては、府の暫定予算の関係で、植付けの時期が3月になりました。

13日は中学校、18日は小学校の卒業式、19日は幼稚園の卒園式がありました。中学校では970名、小学校では1,170名、幼稚園では250名の園児、児童、生徒が立派に卒業していきました。

26日には、教育センターで第6回目となる親子自然科学教室が開催されました。10月から開催してきたもので、これは、今年度から新たに自然や科学の素晴らしさをもっと親子で体験してもらおうとスタートしたのですが、今回は、空気鉄砲や紙トンボの作成に12人の親子が参加してくれました。

◎子ども部の行事について

3月7日から8日に教学の森野外活動センターで、幼児自然教室が開催されました。子どもたちが自然とふれあい、自然の仕組みや大切さを知るために、年4回実施されており、今回は星の観察やハイキングに38名の幼稚園児が参加してくれました。

14日は瀬川保育園の三者懇談会が開催されました。運営については、社会福祉法人青葉福祉会にお願いしていますが、2年経過した後の会議でした。保護者や法人、市で状況を確認して、意見交換を行いました。現在のところ、円滑に保育所運営を行っていただいています。今年度以降は、年2回を目処にこのような検証する場を設けていきます。

28日は、桜保育園での三者懇談会が実施されています。これは、社会福祉法人夢工房に運営をお願いしていますが、1年たった後の会議です。年度前半は障害児保育の方法などについて、引き継ぎに課題も残り、安定しない時期がありましたが、市保育士の配置を半年から1年に延長して、年度後半は落ち着いた運営をすることができました。今年度は、このような場を年5回実施することを予定しています。

◎生涯学習部の行事について

3月14日、15日に東生涯学習センターで、第23回目のグループフェスティバルが開催されました。東生涯学習センターのグループ協議会に加盟されている約50団体が一堂に会してフェスティバルを開催しています。日本舞踊やダンス、健康体操の実演、詩吟、楽器演奏など

の舞台発表。また、第六中学校の吹奏楽部も初めて、ブラスバンドの演奏を行い、大変盛況であったと聞いています。作品展示については、絵画、写真、陶芸、書道、生け花などとても素晴らしい作品が会場を彩りました。2日間で延べ1, 885人の市民の方に来場いただきました。

25日に第1回箕面市文化財保護審議会がありました。箕面市の指定文化財として、萱野三平の墓について審議をお願いしています。長屋門については、大阪府指定の史跡に指定されていますが、萱野三平の墓を、文化財にするかについては、墓石だけを文化財とすることの前例がないので、このことについては、引き続きご審議いただくこととなっています。

○委員長（小川修一君）： この報告に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： 教育長報告の中で卒業式のことがありました。新年度になって、入学式に私ども委員も分担してそれぞれ拝見しましたが、私が耳にしたことで、幼稚園の入園式がもう少しどうかならないかとの感想を直接お聞きしました。そのようなことも、教育全般の中での一つの現象と捉えて、それを看過することがいいのかわかりかとも思うので、教育委員会として課題とするのは、なかなか難しいところもあるのですが、入園式に初めて出られた方が、スタートの時点で、あれでいいのかと言う感想を聞きました。学校や幼稚園、保育所の現実を私どもも見つめながら、こうありたいという思いもどこかで求めていきながら、是正すべきはしなくてはならないかと思いました。

○委員長（小川修一君）： 他に、ないようですので、各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案1件、報告11件はすべて議了しました。

○委員長（小川修一君）： 本日は、新学習指導要領について意見交換を行います。平成20年の3月に小学校、中学校の新しい学習指導要領が告示され、今年度から移行措置が実施されています。小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度に全面実施になるのですが、この4月から学校でどのような取組がされているかについてふまえておく必要があるし、教育委員会として各学校との協議、教育委員会としての基本的な考え方を学校としてどう受け止めていただいているか、

どのように進めようとしているか、そのようなことも含めて、この件に関して、どのような点を留意する必要があるのかについて、確認したいと思います。

○委員（白石裕君）：現在の役割を終える学習指導要領の改訂は、大変混乱がありました。国で直接担当した人から話を聞いたことがあるのですが、学校現場では、日本の学習指導要領はレベルが高いので、もう少しレベルを下げて教えてもいいのではないかという声、これは、教育関係者も意外と言っていたのですね。ところがと、彼が憤慨して言うのですが、そのような声を聞いたので、ゆとり教育を行ったら、このようにたたかれるとは、と考えた人はいていたのですが。国がたたかれ、教育委員会も学校も非常に苦労されたと思うのですが、今回の改訂については、あまり混乱がありませんでした。ある意味、日本はやはり教育国なのだなと思います。勉強を一生懸命やりますという反対が出るのかもしれませんが。現実には、国と府と市町村と学校関係者の間での関係がうまくいくような工夫があらかじめあったのかなと思うのですが。そうでないと、いろいろ出てもいいのではないかと思っていたのですが、意外に少なかったです。そこで、第1点の質問ですが、そのあたりの工夫というか、共通理解を得る、少なくとも国、府、市、学校の関係を取り持つ工夫があったのかどうか。

○学校教育課長（中村香君）：今回の改訂にあたっては、前回の反省もふまえて、新学習指導要領が教職員、保護者に周知徹底されること、それから、移行の準備が着実に進むようにすることについて、文部科学省や府からも指示がありました。その中で、昨年3月には、文部科学省から新学習指導要領についてのリーフレットが全保護者と全教職員に配布されました。7月には文部科学省が中央説明会を実施し、8月中旬には大阪府が小・中学校新教育課程指導主事説明会、新教育課程校長説明会を実施しました。それを受けて、8月末には豊能地区教育委員会が主催で教科領域ごとに各校から1名出た代表に対しての説明会がありました。加えて、箕面市においては、校長、教頭の代表及び教育委員会事務局指導主事で教育課程検討委員会を3回実施し、校長会で移行プランについて提案し、その移行プランに沿って、各校において教職員研修及び新しい教育課程の作成に取り組んでいただきました。また、各校での研修には、指導主事が要請に応じて行き、説明させていただきました。3月には、再度、学校だよりなどを通じて、全保護者に新学習指導要領及び移行措置について周知しました。具体的に、どこがどのように変わったかについては、生きる力を育むとい

う基本理念は、前回の学習指導要領と変わりはありませんが、今回は、この理念を実現するために、これまでの学校現場での課題を踏まえて指導面の工夫をする、具体的な手だてを確立することをめざしています。従って、1回教えて済ませているところを繰り返し、何回も教えるとか、書く力や表現力を育成していくところに重点が置かれています。

○教育長（森田雅彦君）： 補足ですが、学習指導要領が変わるときは、教育課程、学校の枠組みが大きく変わります。各学校で大きなばらつきがあってはいけないとして、前回の時も校長会や教育委員会が入って、原則大きな枠組みは相談してきました。例えば、小学校の高学年は、前は1週間27コマと学校裁量の時間1コマとクラブ・委員会で、計29コマになりました。今回も、校長会と相談して、教育課程の編成権は校長にあるのですが、大きく枠組みが変わるときですので、そのあたりの確認をしています。小学校高学年ですと、1週間28コマと学校裁量1コマとクラブ・委員会で30コマとなり、平成23年度から小学校新学習指導要領が完全実施になりますが、その際には、月曜日から金曜日まで6時間の日が毎日続くことになろうかと思えます。これを基本にしながら、各学校で、例えば、学校行事をどうするか、クラブ・委員会をどうもつか、あるいは、地域の方と連携している行事などはどうするか、ただ、やはり子どもたちが楽しみにしているものは、できるだけ残す努力をしていこうということで、1月から3月にかけて各学校で精力的に論議をされ、それを保護者あるいは地域の方に説明を行っていった状況です。

○委員（坂口一美君）： 平成21年度から可能なものは先行して実施してもよいという移行措置の期間の方針が出ていますが、どのような移行措置が行われているのか、具体的に教えてください。

○学校教育課長（中村香君）： 特に道徳や総合的な学習の時間、特別活動などを充実するために、平成21年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施します。また、算数・数学及び理科は教材を整備して、つまり、教科書が前のままになっていますが、教材が増えるような単元については、文部科学省が教科書会社に依頼して、教材を作成し、授業時間を増やして実施することになっています。他の教科についても、学校の判断によって新学習指導要領によって実施することも可能となっています。

○委員長（小川修一君）： 教材の工夫が出てきましたが、指導要領が告示されてその後に教科書を制定することになるので、今年の場合は、

まだ教科書が新学習指導要領に沿ったものではないのですね。そこで、各学校によって、その教材を工夫しなければならない。そのときの委員会としての姿勢はどのようにしているのですか。

○教育推進部次長（若狭周二君）： 先行実施について、教科書のない道徳と総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年度から新学習指導要領をふまえ、実施します。算数・数学、理科について、平成21年度からは、補助教材を国の責任で作って、それを送付いただく、もしくは、教科書会社を通じて配布されます。その補助教材を学んでいきますので、新学習指導要領にも十分対応できることになっています。

○委員（坂口一美君）： 学習指導要領の中で大きく変わっている点で外国語活動が入ってきていますが、移行措置の期間で具体的に実施できると思うのですが、いかがでしょうか。

○教育推進部次長（若狭周二君）： 外国語活動についても学校の実態に合わせて行いますが、箕面市については、平成21年度から総合的な学習の時間を削減し、外国語活動の時間として、5, 6年生は実施していきます。小中一貫の取組の特徴である3, 4年生の外国語活動についても、新学習指導要領にのっていませんが、10時間程度各学校で実施していただこうと考えています。

○委員（坂口一美君）： 外国語学習は非常に難しく、先生方も初めての取組となっていくと思うのですが、算数・数学や理科については、補助教材の話がありましたが、箕面市では、外国語の活動については、どのように実施していくのですか。

○教育センター所長（松山尚文君）： 外国語活動については、英語ノート1が5年生用、英語ノート2が6年生用として、全学校に配布されています。また、教育センターにおいても研究員が3年前から英語活動については研究してきており、昨年度は約85パーセントの学校で20時間以上の実施がありました。今年度は、35時間をめざして、できるだけ学校で行っていただく予定です。

○委員（福井聖子君）： 確認ですが、授業時数が増える時数の中身は、新たに新学習指導要領で増える部分の、今まで行っていなかった分で補助教材を使って新しく増える分にその時間数をあてることでよいのですか。

○学校教育課長（中村香君）： もちろん、学習内容が少し増えることもあります。主に子どもたちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るために、繰り返し学習に充てる時間や知識技能を活用するための学

習。観察、実験を行った後、レポートを作ったり、討論をするなどを行う時間を充実させることがねらいとしてあります。

- 委員（福井聖子君）：先ほど、総合的な学習の時間を英語にあてるという話がありましたが、本来、総合的な学習の時間で目指していたものは、形を変えると理解していいのでしょうか。
- 学校教育課長（中村香君）：総合的な学習の時間を充実させるためには、子どもたちのそれぞれの教科における活用能力を高めていくことが必要となっています。それで、総合的な学習の時間の時数自体は、縮小しますが、国語や理数教育の中で、総合的な学習の時間における教科の基礎となるような学習を発展的に学習していくことによって、さらに、総合的な学習の時間を充実したものに、探求的な活動を深めていけるものにすることがねらいとしてあげられています。
- 委員（福井聖子君）：実際に、6年生が毎日6時間となると、子どもたちが少し大変なのではないかという印象もあるのですが、授業時数が増えることによる子どもたちのメリットは大体わかったのですが、デメリットについてどのように考えているのか。また、さらに授業時数が増えるとき、夏休みを短くする市があると聞いていますが、近頃、地球温暖化とともに夏がすごく暑くなっているので、そのときに勉強を強いて、春秋に休みが増えるのは、何となく納得がいかないのです。エコ教育からしても、夏にエアコンを入れて勉強をすればいいというものでもないと思うのです。夏休みを使う予定について、箕面市としてはどうなのか。また、これだけ授業時間数がウィークデーで足りなくなってきた場合には、もう一度、土曜日を考えてもいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。
- 学校教育課長（中村香君）：子どもたちの遊びの時間を保証していくことも、体力作りの中でとても大事なことになってくるかと思います。そこで、時間数を増やしていくことを機械的に行うだけでなく、例えば、1日10分ずつの帯時間をとって、基礎基本の反復学習にあてる。それを5日間繰り返すことで1時間の授業時間を生み出していくなどの工夫をしていくことも必要であると考えています。また、授業時数を確保するために、例えば、始業式や終業式の後も子どもたちが活動できる時間にあてるなどの工夫をしながら、授業時間を確保していくことも考えています。そのような中で、やはり、学ぶべきものは学んでいくことは、大切にしながら行っていきたいと思っています。夏休みをどう使うかについては、今、それぞれの学校で、毎学期どれぐらいの授業時数を確保しているかの報告をあげてもらっています。小学

校1年生から中学校2年生については、今の取組で十分確保できると考えていますが、中学校3年生については、卒業式の時期が他の学年と比べて10日ほど早くなっています。授業時数の確保が難しい状況もありますので、ここ1年厳密にきちんと授業時数をカウントしながら、授業時数の確保ができるかどうか、本格実施の平成24年に1,015時間確保できるかどうかについても検討していきたいと思っています。基本的には夏休みを減らす方向では考えていませんが、確保できない場合については、いろいろな形を検討していくことも必要かと考えています。

○教育推進部次長（若狭周二君）：例えば、ゆとりか、詰め込みではなく、基礎的な知識や技量の習得と思考力、判断力、表現力の育成の両方のバランスが大事であると考えています。教科の授業時数も増加するので、教育内容を見直すことが必要となります。子どもたちは楽しい授業であれば、50分間はあっという間です。ということは、退屈な授業をしてはいけません。子どもたちのニーズに応じた授業内容を創造するため、教育センターとも連携することが大切です。校長会との共通認識の中で、「新学習指導要領に関する移行措置等における新教育課程検討委員会」を昨年度設置しましたので、その中で、見直しを含めて、今年も来年も移行期間中にも開催していただいて、点検、検証をしながら、あるべき姿を探っていきます。ちなみに、授業時間ですが、小学校であれば、今後は5,645時間ですが、一番多い時期は、昭和46年で6,135時間あったそうです。この5,645時間を踏まえて、興味ある授業をしっかりと作っていきます。

○委員長（小川修一君）：この問題については、今、入ったばかりで、今年1年実際に現場で展開していく中で、大きな課題は出ないかもしれませんが、微細なところで修正を加えていかなければいけない点も出てくるかと思います。それは、教育委員会と学校がより綿密な連絡を取りながら、より優れた教育課程を編成していくことが使命になってくるかと思います。私は、今度の指導要領の中で、1点どうするかという項目があるのですが、伝統や文化に関する教育の充実が謳われています。これは、みのおっ子に対して指導していく一つのテーマをかねてから設けてきましたが、それとの関わりを私どもは考えていけばいいのかを聞かせてください。

○教育推進部次長（若狭周二君）：例えば、国語の時間では、小学校では、古文、漢文の音読を行っていきます。社会の時間では、「わがまち みのお」も含めて、小学校では国宝などの文化遺産、中学校では

江戸時代の教育の文化や近現代史など、歴史学習の充実を行っていきます。当然その中に、箕面の歴史も入ります。音楽の時間では、唱歌や和楽器の学習を充実していきます。保健体育の時間では、中学校で男女ともに武道などを行っていきます。そのようなことで、伝統文化に関する教育の充実を図りたいと思っています。

○委員長（小川修一君）：私のかねがね思うのですが、子どもたちがこの学校に来てよかった、この市に住んでよかったという思いを学校教育の中でめざしていかなければならないかと思うのです。

○委員（坂口一美君）：伝統や文化に関する教育の充実という部分で、武道を保健体育の時間に、中学１，２年生に必須化するというのですが、いろいろなスポーツをするには、いろいろな準備が必要となってきます。経済的に大変な中で、保護者が子どもの備品をいろいろとそろえることの大変さがあると思うのです。それは、支援を受けているところは、手当は最低限されると思うのですが、個人でそろえる以外の学習に必要なものは、教育委員会としてきちんとそろえていただけたらありがたいかと思うのですが。これは、予算に絡むことですが。各学校の先生方が奔走して自前で、人脈で集めるということではなく、箕面市として、その部分の手当がきちんとできるような予算組みも含めてできるような教育委員会であっていただきたい。予算も大事なことになるので、新指導要領に関わって、いろいろとそろえないといけないもの、学校の中で必要なものに関しては、極力がんばって予算の獲得をお願いしたいと思います。

○委員長（小川修一君）：我々が、そのような働きかけをしなければならぬかと思います。いずれにせよ、この件については、派生する問題も出てこようかと思いますが、この移行措置を１年やってみて、直すべきは直す、より発展的に実践していくことも必要だと思います。移行についてなめらかに、そして、学校現場が納得するようなあり方を我々としては、考えなければならないと思います。この件については、今後も意見交換してみたいと思いますので、今日はこのあたりで終わりたいと思います。

○委員長（小川修一君）：これをもちまして、平成２１年第４回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後３時４５分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

森田 雅彦